

別紙

抑制指導地域内でのラノーテープの使用について

令和6年4月1日

ラノーテープは、その施用方法(非散布型施用)及び有効成分の物理化学的性状から、適切な使用・管理が厳守されていれば周辺への有効成分の拡散は考えにくいことから、他の抑制指導農薬(散布剤等)とは区別して、以下(ア)～(ウ)に従って使用する場合に限り、抑制指導地域内での使用を可能とする。

なお、本剤は、蚕に対して強毒性農薬であり、その中毒症状は、5齢期間の遅延や熟化せず(糸を吐かず)に致死する。上蔟後に初めて気づくことが多く、その被害は重大であるため、使用に関しては細心の注意が必要である。

- (ア) 半径1km以内に養蚕農家と養蚕に使用している桑園のいずれも無いこと。または、半径1km以内に養蚕農家または養蚕に使用している桑園がある場合には、次の(a)～(c)のとおり対応すること。
- (a) ラノーテープ使用希望農家と養蚕農家は、県養蚕職員立会いのもと、次の①～③について十分な情報共有及び協議を行い、その協議内容に関する記録を別記様式により作成し、双方で共有し保管すること。
- ① ラノーテープ説明会資料記載内容(ラノーテープの特徴、ラノーテープの有効成分が蚕に及ぼす影響等)
 - ② ラノーテープの使用場所及び使用時期とラノーテープ使用場所周辺における養蚕作業時期
 - ③ 蚕への農薬危被害防止対策
- (b) ラノーテープ使用希望農家は、ラノーテープ販売者(農協等)あてに協議内容に関する記録の写しを提出すること。ラノーテープ販売者(農協等)は、この協議内容に関する記録を確認し、3年間は保管すること。
- (c) ラノーテープ販売者は、(a)の情報共有及び協議が十分かつ円滑に実施され、ラノーテープ使用に伴う危被害が発生しないよう、必要に応じて支援すること。
- (イ) ラノーテープを取り扱う(使用する)施設は、上面、妻面及び側面を農業用プラスチックフィルムや目合10mm以下のネットで被覆する等、風等によって施設外にテープが飛ばされるおそれのないよう管理されていること。
- (ウ) その他、ラノーテープ使用に関するメーカーの指導に従うこと。

- *1 抑制指導地域内におけるラノーテープ使用希望農家と養蚕農家及び養蚕に使用している桑園の位置の確認は、当該農薬使用者等が所属する組織・団体が行うこと。
- *2 農業事務所、農政課、蚕糸特産課及び蚕糸技術センターは、上記*1の位置確認のために必要な協力をするとともに、上記(ア)の(a)の情報共有及び協議が十分かつ円滑に実施され、ラノーテープ使用に伴う危被害が発生しないよう、必要に応じて支援すること。
- *3 抑制指導地域内でラノーテープの使用に起因した蚕毒事故が発生した場合、安全確保対策が確立されるまでの間、当該事故発生地域における本剤の使用を控えるよう指導する。

(別記様式) [群馬県指定農薬流通対策事業]

抑制指導地域内で半径 1km 以内に養蚕農家または養蚕に使用している桑園がある場合の
ラノーテープ[®]使用開始に係る協議記録

私たちは、下記のとおり情報共有及び協議を行いました。

署名 *自筆のこと	
ラノーテープ使用希望者氏名 (住所)	養蚕農家氏名 (住所)
立会者	所属 氏名

記

協議等実施日： 年 月 日

- ① ラノーテープ説明会資料記載内容を確認し、ラノーテープの特徴、ラノーテープの有効成分が蚕に及ぼす影響について了解しました。
- ② ラノーテープの使用場所及び使用時期とラノーテープ使用場所周辺における養蚕作業時期について確認し、蚕の農薬危被害防止のため、次のとおり対応することとします。

--